

令和5年11月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和5年11月8日（水）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が11月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長
2番 藤嶋 祐美 委員 3番 二村 啓二 委員 5番 正田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員
8番 竹尾 奈美 委員 9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

1番 後藤 聖憲 委員 4番 城野 幸司 委員 7番 佐藤 幸子 委員

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長

農林振興課職員

大津 賢治 主幹

付議議案

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第59号 非農地証明願いについて

議案第60号 農用地利用集積計画の決定について

議案第61号 農用地利用配分計画案の意見聴収について

- 局長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。
- 議長 暫く議長を務めさせていただきます。それでは議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。
- 局長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席番号1番 後藤 聖憲委員、4番 城野 幸司委員、7番 佐藤幸子委員が欠席となっており、出席委員は9名となっております。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。
- －異議なし－
- 議長 それでは、議席番号3番 二村 啓二委員と、議席番号5番 正田 忠公委員に議事録署名をお願い致します。
議案審議に入る前に、農地法3条につきまして、関係者が1名おりますので、退席をお願いしたいと思います。
- －「退席」－
- 議長 議案審議に入ります。
議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案書の 1 ページをお開きください。

議案 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 5 年 11 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畑) 535 m² については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号 2、(畑) 39 m² については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号 3、(畑) 158 m² 外 1 筆 合計 577 m² については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号 4、(畑) 287 m² については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号 5、(畑) 62 m² については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号 6、(田) 257 m² については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

以上、3 条申請 6 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

10 月 24 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次の 4~5 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 6 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

竹 尾 私、竹尾より、佐藤委員、事務局、担当推進委員さんと 10月 24 日に実施しました、議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畠で、果樹が栽培されています。許可後もこれまでどおりの管理を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は「番号 1」の隣にある 1 筆の畠で、現在は果樹が栽培されています。許可後もこれまでどおりの管理を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の畠で、荒らしていたところを解消したところです。許可後は果樹の栽培を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅に隣接する 1 筆の畠で、果樹が作付けされています。許可後もこれまでどおりの管理を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件について

ては、審査基準に該当するものと判断します。

番号 5 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、草刈り等により管理されています。許可後は果樹の栽培を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 6 の田については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、草刈り等により管理されています。許可後は里芋の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 6 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当の推進委員さんより報告をお願いします。第 2 地区の首藤推進委員さん。

首 藤 第 2 地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号 1 の畑、番号 2 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地はそれぞれ 1 筆ずつの畑で、果樹が栽培されています。許可後もこれまでどおりの管理を行うとのことで、特に問題は無いと思われます。

番号 3 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

譲渡人も高齢化によって農作業ができなくなりまして、譲受人が申請地を購入することになったようです。申請地は 2 筆の畑で、荒れていたところを解消したそうです。許可後は果樹の栽培を行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

番号 4 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅に隣接する 1 畠の畠で、果樹が作付けされています。許可後もこれまでどおりの管理を行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

番号 5 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 畠の畠で、草刈り等により管理されています。許可後は果樹の栽培を行うとのことです。特に問題は無いと思われます。
以上です。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

中 野 はい。

委 員 番号 6 の件ですが、書類には「売買」となっていますが、「贈与」でいいのでしょうか。

次 長 チェックリストの「売買」が間違いで、「贈与」が正しいのでチェックリストの訂正をお願い致します。

議 長 その他に質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

農地法 3 条の審議が終わりましたので、関係者に着席するよう、お願ひします。

－「着席」－

議長 次に、議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次長 6 ページとなります。

議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 5 年 11 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畝) 491 m² 外 3 筆 合計 1,119 m² については、所有権を移転し、4 区画の宅地を造成するものです。なお、本件は用途地域外であるため許可の場合は「特定建築条件付」での許可となります。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 2、(畝) 344 m² 外 1 筆 合計 383 m² については、所有権を移転し、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 3、(畝) 2.77 m² については、所有権を移転し、自己の住宅の庭を拡張するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

なお、この案件については譲受人より事前着工による始末書が添付されています。

番号 4、(畝) 46 m² 外 5 筆 合計 555.83 m² については、所有権を移転し、2 区画の宅地を造成するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号5、(畠) 502m² 外4筆 合計 2,230m² については、所有権を移転し、5区画の宅地を造成するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号6、(畠) 644m² については、所有権を移転し、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は2種農地となります。

番号7、(畠) 413m² 外1筆 合計 786m² については、所有権を移転し、駐車場及び資材置場として利用するものです。農地の区分は2種農地となります。

以上、5条申請7件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙 農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の9~11ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請7件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

竹尾 委員 私、竹尾より10月24日に実施しました、議案第58号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畠については、所有権を取得し、4区画の特定建築条件付き売買予定地として利用するものです。申請地は4筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつております、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は小学校の裏にある2筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3の畠については、所有権を取得し、自宅の庭として利用するものです。

申請地は譲渡人の宅地に隣接する1筆の畠で、ブロックを積んだ際に譲渡人の土地にはみ出していたことが先日判明し、分筆の上で譲渡するものです。すでに庭になっていることから、譲受人から始末書も提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4の畠については、所有権を取得し、2区画の宅地分譲用地として利用するものです。申請地は6筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号5の畠については、所有権を取得し、5区画の宅地分譲用地として利用するものです。申請地は5筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号6の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 7 の畠については、所有権を取得し、駐車場及び資材置場用地として利用するものです。申請地は 2 筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつております、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5 条申請 7 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。第 2 地区、首藤推進委員さん。

首 藤 第 2 地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号 1 の畠については、所有権を取得し、4 区画の特定建築条件付き売買予定地として利用するものです。

申請地は草刈り等により管理されています。道路への排水路を設けているなど、周囲の農業への配慮もされているようです。特に問題は無いと思われます。

議 長 次に第 5 地区の平松推進委員さん、お願いします。

平 松 第 5 地区、推進委員の平松です。

推進委員 番号 2 の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は小学校の裏にあり、草刈り等により管理されています。周辺も住宅の建築が進んでおり、特に周囲の農業に影響はないと思われます。

議 長 第 6 地区の伊藤推進委員さん、お願いします。

伊 藤 第 6 地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号 3 の畠については、所有権を取得し、自宅の庭として利用するものです。

譲受人が庭の周囲にブロックを積んだ際に、誤ってはみ出たのが原因とのことです。周囲は住宅地になっており、特に問題は無いと思われます。

番号4の畠については、所有権を取得し、2区画の宅地分譲用地として利用するものです。

申請地は「番号3」の南側にあり、草刈り等により管理されています。こちらも、周囲は住宅地になっており、特に問題は無いと思われます。

番号5の畠については、所有権を取得し、5区画の宅地分譲用地として利用するものです。

自動車学校の南側にあり、草刈り等により管理されています。周囲に耕作中の畠はあまりなく、住宅の建築が進んでいる地域です。特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第59号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案書の 12 ページをお開きください。

議案第 59 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 5 年 11 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(田) 409 m² の土地については、昭和 49 年 12 月 4 日に農地法 5 条の許可を受け雑種地として利用されている土地になります。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し非農地化されたが、地目変更が未登記の土地となります。

番号 2、(畠) 257 m² 外 2 筆 合計 739 m² の土地については、平成 11 年頃より耕作されず山林化した土地になります。チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な土地となります。

番号 3、(畠) 218 m² の土地については、平成 20 年頃より耕作されず原野化した土地になります。チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な土地となります。

申請地は次の 14 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 59 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

- 議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 59 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第 60 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。
- 次長 議案第 60 号 農用地利用集積計画の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。
- 令和 5 年 11 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 11 号）「令和 5 年 11 月 8 日公告予定」になります。1 ページをご覧ください。

この農用地利用集積表は令和 5 年 10 月末までに申し出がありました、白杵市全体の集積表であります。

1 ページの「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。田については、5,538 m² 6 筆、畑については、25,739 m² 13 筆です。合計面積は、31,277 m² 19 筆です。次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 10 名に対して、借り手は 5 名となります。各筆明細につきましては、2~5 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 5 年 11 月 8 日公告予定の農用地利用集積計画（第 11 号）について、ご提案申し上げます。

- 議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

- 議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 60 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。続きまして、議案第 61 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願い致します。

次長 16 ページをお開きください。

議案第 61 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和 5 年 11 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

大津 おはようございます。農林振興課の大津です。

主幹 議案第 61 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、説明させていただきます。

別冊の 1 ページ目を説明しますのでご覧ください。

地権者 3 名が所有する畑 4 畝 $6,318 \text{ m}^2$ を、法人へ貸付するものです。農用地の所在については 2 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

3 ページを説明します。

地権者 1 名が所有する畑 2 畝 $1,008 \text{ m}^2$ を、法人へ貸付するものです。農用地の所在については 4 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

次に 5 ページ～6 ページを説明します。

地権者 2 名が所有する畑 2 畝、 $5,574 \text{ m}^2$ を、法人へ貸付するものです。農用地の所在については 7 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

次に 8 ページを説明します。

地権者 1 名が所有する畑 3 筆、7,085 m² を、法人へ貸付するものです。農用地の所在については 9 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

10 ページを説明します。

地権者 1 名が所有する田 1 筆、1,644 m² を、個人へ貸付するものです。農用地の所在については 11 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

以上、8 件の農用地利用集積等促進計画案について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 61 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了致しました。